

事 務 連 絡

平成19年11月13日

ノバルティス ファーマ株式会社 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課

厚生労働省医薬食品局安全対策課

リタリンの「うつ」の効能効果の削除に係る情報提供について

貴社に対しては、「リタリンの使用にあたっての留意事項について」（平成19年10月26日付け厚生労働省医薬食品局審査管理課長、安全対策課長、監視指導・麻薬対策課長通知）により、適切な流通管理等を行うよう指示したところである。また、リタリンを服用しているうつ病患者等への対応については、平成19年10月26日付事務連絡（別添）により、リタリンを服用しているうつ病等の患者の診療に携わっている医療従事者、医療機関、薬局等にあつては、他の薬剤や療法への切り替えに当たり、患者に適切な説明を行うなど、十分な注意が払われるよう、医療機関・薬局等に対する周知を都道府県担当主管部（局）あてお願いするとともに、貴社に対しても、会社として医療機関等に対する必要な情報提供をお願いしたところであるが、貴社におかれては、この趣旨を十分ご理解の上、貴社の医薬情報担当者が関係医療機関等に直接訪問するなどして、必要な情報提供を積極的に行うよう改めてお願いする。